



である。まして、事業所等の場合には、帳簿や書類を参照しないと正確な記入ができない場合が多く、時間的コストという観点からも重い負担といわざるを得ない。しかし一方、統計作成者の立場からは、すべての調査対象者が協力し、きちんと記入した調査票が提出されてこそ本来の正確な統計ができるのであり、税金のごとく延滞税を課すわけにもいかず、選挙のごとく棄権者がでても止むを得ないというように割り切った態度で事務を処理するわけにいかないところが悩みなのである。つまり、統計調査による統計作成は、すべての調査対象者の理解を得ることが必要不可欠であり、究極的には国民全体の理解を得なければならないものでありながら、個々の国民の側からは、それぞれの統計調査に対して個人的な関心が薄い場合が多いのが実情であり、加えて報告負担の重さから統計調査に対する協力も消極的になる傾向が生ずるのが自然であるという、きわめて困難な状況に置かれているのである。

統計と国民との関係について、もう一つ重要な側面は、統計利用についてである。歴史的に見れば、官庁統計は、行政に必要な情報の提供ということが重要な役割だったであろうが、実際には、企業活動を始めとする様々な社会的諸活動にとって必要な情報を提供してきたことに間違いない。まして、現代社会においては、官民を問わず、また、営利非営利を問わず、さらに、実務と研究とを問わず、統計はなくてはならない情報であることは論をまたないであろう。統計調査の根拠とな

る現行法制度においては、統計調査の実施に関する諸規定が中心で、統計利用は法体系の前面には出ていないように思われる。しかし、真の高度情報社会に向って進みつつある現代社会においては、統計利用の側面、端的には、社会全体からみて必要な統計情報のあり方を中心に据えて、諸々の関連事項を含めた考察と検討が行われる必要があると思われる。

そして、さらに広い視点から、国民の報告負担の問題をも取り込んで、国民各界各層の理解を得られる統計行政のヴィジョンと進路とを明らかにしていくことはできないものだろうか。

広く統計関係者及び統計に感心のある方々の協力のネットワークが、一層大きく一層緊密になることを期待するものである。

(注) この小文は、すべて筆者の個人的見解です。

[統計情報 1994. 7月号から]

